

◎新潟県告示第532号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画（前年度繰越分）を次のとおり定めた。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
小千谷市	小千谷市の第30－1計画区・第30－2計画区及び第31－2計画区	平成29年3月31日から平成29年5月31日まで
十日町市	十日町市の市街第10計画区・市街第11計画区・市街第12計画区及び市街第13計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第36－2計画区及び第38計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第37－1計画区及び第56計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第一計画区・第二計画区及び第三計画区	平成29年3月31日から平成29年10月31日まで
刈羽村	刈羽村の第11－4計画区及び第11－5計画区	平成29年3月31日から平成29年5月31日まで